

18 再任用されたとき

■常勤で再任用されたとき

《 県 》 児童手当については、県から認定・受給となります。
詳しくは、「6 児童手当の支給を受けるとき」を御覧ください。

《 共済組合 》 常勤で再任用され、引き続き共済組合員としての資格を有する場合、退職前とほぼ同様の給付を受けることになります。（組合員資格の詳細は、P1を参照）

短期給付	定年退職前と同様に適用
厚生年金	組合員として在職中のため、老齢厚生年金は支給を停止。 (給与の額と年金額に応じて一部支給されることがあります。)
福祉事業	定年退職前と同様に適用。 〔貸付事業については、特別貸付、高額医療貸付のみ利用できます。 内容については、P53を参照してください。〕

《 互 助 会 》

- 現職事業 …… 引き続き現職会員の資格を有し、現職中とほぼ同様の事業が適用されます。
(下表参照)
- 退職互助部事業（退職会員となる場合）
…… 退職会員の資格を有し、現職事業と重複する事業が調整して適用されます。
(下表参照)

現 職 事 業	適用の可否	退職互助部事業	適用の可否
給付事業	○	給付事業（注1）	×
福利厚生事業	○	福利厚生事業（注2）	△
貸付事業	×	保険事業（T G J 傷害保険）	○
保険事業（生活サポートプラン及び医療保険）	△		

（注1）配偶者会員が、公立学校共済組合の被扶養者となっていない場合は、現職事業から療養費が給付されないため、療養補助金の給付を適用（旧制度の加入配偶者も同様）

（注2）セントコア山口宿泊補助、災害見舞金、名秀作展入館補助 以外の事業は適用

■フルタイム暫定再任用期間が終了したとき

《 県 》 退職手当については、再任用職員は退職手当条例適用除外となっており、再任用期間に対する退職手当は支給されないため、手続きは不要です。

《 共済組合 》 組合員資格を喪失しますので、「退職」と同様の取り扱いになります。

《 互 助 会 》

- 現職事業 …… 会員資格を喪失します。
- 退職互助部事業（再任用となったときに退職会員になっている場合）
…… 退職互助部の全事業が適用されます。

■定年前再任用短時間勤務で再任用された場合

《 県 》 児童手当については、住所地の市町村から認定・受給となります。
詳しくは、各市町村へお尋ねください。

《 共済組合 》

共済組合員資格を喪失しますので、「退職」と同様の取り扱いになります。
※短時間勤務であっても、週20時間以上・月額賃金8.8万以上等の要件を満たす場合は、短期組合員として共済組合の資格があります。

《 互助会 》

- 現職事業 …… 会員資格を喪失します。
- 退職互助部事業（退職会員になった場合）
…… 退職互助部の全事業が適用されます。